2026年11月11日

各　位

会　社　名　サッポロビール株式会社
代　表　者　代表取締役社長　時松　浩
ｺｰﾄﾞ番号　２５０１
上場場所　東証プライム・札証
問合せ先　広報部長　白井　圭一
電話番号　０３（５４２３）７４０７

株式給付信託（BBT）への追加拠出に伴う自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）に係る追加拠出に伴い、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．処分の概要

（１）　処分期日	2026年12月17日（木）
（２）　処分する株式の種類及び数	普通株式492,750株
（３）　処分価額	１株につき金2,029円
（４）　処分総額	999,789,750円
（５）　処分予定先	株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）
（６）　その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出いたします。

（注）処分予定先である株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者（再信託受託者を株式会社日本カストディ銀行）とする信託契約（以下「本信託契約」といいます。）を締結することによって設定されている信託口であります。なお、本自己株式処分は、本制度に基づいて当社取締役（監査等委員である取締役を除きます。）及び委任型執行役員並びに一部の当社子会社の取締役（いずれも社外取締役を除き、以下、「取締役等」といいます。）への給付を行うために行われるものであり、当社及び一部の当社子会社に対する役務提供の対価として取締役等に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

２．処分の目的及び理由

当社は、2016年３月30日開催の第92回定時株主総会の決議に基づき、取締役等に対して当社株式を給付し、中長期的な業績向上と企業価値の増大への意識を高めることを目的に本制度を導入し、その後、2020年３月27日開催の第96回定時株主総会において本制度に係る報酬枠をあらためて設

定することについてご承認をいただき、2024 年２月 14 日の取締役会にて本制度を一部改定し、2026 年３月 27 日開催の第 102 回定時株主総会において本制度の一部改定についてご承認いただき、本日に至っております。（本制度の概要につきましては、2026 年２月 13 日付「株式給付信託（BBT）の一部改定のお知らせ」をご参照下さい。）。

今般、当社は、本制度の継続に当たり、将来の給付に必要と見込まれる株式を本信託が取得するため、本信託に対する金銭の追加拠出（以下「追加信託」といいます。）を行うこと、並びに本制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため、本信託契約に基づいて設定されている信託（以下「本信託」といいます。）の信託受託者から再信託を受けた再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）に対し、自己株式を処分すること（本自己株式処分）を決定いたしました。

処分数量については、「役員株式給付規程」に基づき信託期間中に取締役等に給付すると見込まれる株式数に相当するもの（2025 年 12 月末日で終了した事業年度から 2027 年 12 月末日で終了する事業年度までの３事業年度分）であり、2026 年６月 30 日現在の発行済株式総数 393,971,490 株に対し 0.13%（2026 年６月 30 日現在の総議決権個数 3,896,699 個に対する割合 0.13%（いずれも小数点第３位を四捨五入））となりますところ、2026 年２月 13 日付「株式給付信託（BBT）の一部改定のお知らせ」に記載の本制度の目的に照らして、希薄化の規模は合理的であると判断しております。

※追加信託の概要

追加信託日　　2026 年 12 月 17 日
追加信託金額　999,789,750 円
取得する株式の種類　当社普通株式
取得株式数　　492,750 株
株式の取得日　2026 年 12 月 17 日
株式取得方法　当社の自己株式処分（本自己株式処分）を引き受ける方法により取得

３．処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日までの１か月間（2026 年 10 月 13 日から 2026 年 11 月 10 日まで）の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均である 2,029 円（円未満切捨）といたしました。

取締役会決議日の直前営業日までの１か月間の終値平均を基準としたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、算定期間を直近１か月としたのは、直近３か月、直近６か月と比較して、直近のマーケットプライスに最も近い一定期間を採用することが合理的であると判断したためです。

以　上